

平成26年 2 月 2 1 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 幸 山 政 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 75 号	蓮台寺2丁目 第1号線	西区蓮台寺2丁目827番8	地先	
		西区蓮台寺2丁目827番15	地先	
議第 76 号	八景水谷2丁目 清水東町 第1号線	北区八景水谷2丁目443番4	地先	
		北区清水東町437番2	地先	
議第 77 号	佐土原3丁目 第3号線	東区佐土原3丁目471番1	地先	
		東区佐土原3丁目452番	地先	
議第 78 号	佐土原3丁目 第4号線	東区佐土原3丁目454番44	地先	
		東区佐土原3丁目454番7	地先	
議第 79 号	佐土原3丁目 第5号線	東区佐土原3丁目454番39	地先	
		東区佐土原3丁目454番27	地先	
議第 80 号	佐土原3丁目 第6号線	東区佐土原3丁目454番16	地先	
		東区佐土原3丁目454番32	地先	
議第 81 号	佐土原3丁目 第7号線	東区佐土原3丁目454番48	地先	
		東区佐土原3丁目454番17	地先	
議第 82 号	佐土原3丁目 第8号線	東区佐土原3丁目3464番17	地先	
		東区佐土原3丁目3464番13	地先	
議第 83 号	桜木4丁目 第27号線	東区桜木4丁目167番6	地先	
		東区桜木4丁目167番21	地先	
議第 84 号	所島 第24号線	東区画図町大字所島288番10	地先	
		東区画図町大字所島287番1	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 85 号	所島 第 25 号線	東区画図町大字所島 287 番 3	地先	
		東区画図町大字所島 287 番 9	地先	
議第 86 号	御幸木部 3 丁目 第 3 号線	南区御幸木部 3 丁目 1685 番 6	地先	
		南区御幸木部 3 丁目 1708 番	地先	
議第 87 号	御幸木部 3 丁目 第 4 号線	南区御幸木部 3 丁目 1688 番 8	地先	
		南区御幸木部 3 丁目 1685 番 1	地先	
議第 88 号	御幸西 2 丁目 第 2 号線	南区御幸西 2 丁目 669 番 8	地先	
		南区御幸西 2 丁目 669 番 13	地先	
議第 89 号	御幸笛田町 第 2 号線	南区御幸笛田町 1238 番 16	地先	
		南区御幸笛田町 1240 番 4	地先	
議第 90 号	近見 6 丁目 第 2 号線	南区近見 6 丁目 991 番 21	地先	
		南区近見 6 丁目 991 番 14	地先	
議第 91 号	近見 6 丁目 第 3 号線	南区近見 6 丁目 991 番 21	地先	
		南区近見 6 丁目 991 番 20	地先	
議第 92 号	近見 6 丁目 第 4 号線	南区近見 6 丁目 995 番 3	地先	
		南区近見 6 丁目 995 番 8	地先	
議第 93 号	野口 3 丁目 第 2 号線	南区野口 3 丁目 1172 番 8	地先	
		南区野口 3 丁目 1172 番 4	地先	
議第 94 号	戸島 5 丁目 第 2 号線	東区戸島 5 丁目 3940 番 6	地先	
		東区戸島 5 丁目 3935 番 1	地先	
議第 95 号	戸島 5 丁目 第 3 号線	東区戸島 5 丁目 37 番 15	地先	
		東区戸島 5 丁目 37 番 8	地先	
議第 96 号	小山 1 丁目 第 3 号線	東区小山 1 丁目 278 番 4	地先	
		東区小山 1 丁目 278 番 13	地先	
議第 97 号	小山 3 丁目 第 2 号線	東区小山 3 丁目 563 番 16	地先	
		東区小山 3 丁目 563 番 5	地先	
議第 98 号	上南部 2 丁目 第 9 号線	東区上南部 2 丁目 1456 番 7	地先	
		東区上南部 2 丁目 1456 番 11	地先	

議案番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
議第 99 号	長嶺南7丁目 第10号線	東区长嶺南7丁目1551番21	地先
		東区长嶺南7丁目1551番24	地先
議第100号	梶尾町 第104号 線	北区梶尾町1124番20	地先
		北区梶尾町1124番11	地先
議第101号	梶尾町 第105号 線	北区梶尾町1124番10	地先
		北区梶尾町1124番1	地先
議第102号	飛田2丁目 第2号線	北区飛田2丁目813番5	地先
		北区飛田2丁目813番10	地先
議第103号	下宮地 第1号線	南区城南町下宮地13番14	地先
		南区城南町下宮地13番23	地先
議第104号	黒髪6丁目 第32号線	中央区黒髪6丁目805番5	地先
		中央区黒髪6丁目789番	地先
議第105号	高平2丁目 第31号線	北区高平2丁目686番3	地先
		北区高平2丁目677番16	地先
議第106号	月出4丁目 第2号線	東区月出4丁目2484番432	地先
		東区月出4丁目2697番3	地先
議第107号	西梶尾町 第16号線	北区西梶尾町488番1	地先
		北区西梶尾町491番3	地先
議第108号	神水本町 第23号線	中央区神水本町895番	地先
		中央区神水本町933番	地先
議第109号	白藤5丁目 第1号線	南区白藤5丁目939番	地先
		南区白藤5丁目876番1	地先
議第110号	新南部2丁目 第2号線	東区新南部2丁目608番3	地先
		東区新南部2丁目568番11	地先
議第111号	新南部1丁目 第1号線	東区新南部1丁目557番2	地先
		東区新南部1丁目566番8	地先
議第112号	戸島町 第139号 線	東区戸島町1599番1	地先
		東区戸島町1548番	地先

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第113号	戸島町 第140号 線	東区戸島町1560番	地先	
		東区戸島町1489番	地先	
議第114号	戸島町 第141号 線	東区戸島町1577番1	地先	
		東区戸島町1561番	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 一部払下げ
- (4) 河川改修
- (5) 管理引継